

営業所調査

1 営業所調査とは

許可申請に係る営業所の存在、経営業務の管理責任者、専任技術者及び令3条に規定する使用人の常勤性、権限、資格等について、実地又は提示書類により調査することをいう。

なお、平成16年度から大臣許可については経由機関である都道府県での営業所調査は実施せず、各地方整備局が営業所等の確認に必要な書類を業者から直接送付させ、実施することとなった。

(詳細は中国地方整備局のホームページにも掲載あり <http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/029.html>)

(1) 調査の時期と方法

原則として、営業所の新設時、新規許可申請時及び更新申請時に実施する。

調査方法は申請区分等により次のとおりとし、新しい営業所に係るものは実地調査を行い、それ以外の場合は書類調査を行う。

新規	般・特新規+更新	般・特新規		更新	変更届
許可換え新規	般・特新規+更新+業種追加	業種追加		業種追加+更新	営業所新設
		般・特新規+業種追加			
		経営、専技、令3条 使用人及び営業所の 所在地に変更がある とき	経営、専技、令3条 使用人及び営業所の 所在地に変更がない とき		
実地調査	書類調査	書類調査	不要	書類調査	実地調査

個人業者の法人成り新規申請や支店廃止に伴う許可換え新規申請など、許可に係る営業所に変更のない場合は、実地調査の区分であっても書類調査で差し支えない。

(2) 調査の依頼

調査は申請者又は届出者の依頼により土木(建築)事務所が行う。

県内の複数の土木(建築)事務所管内に営業所が存在する場合は、本店所管の土木(建築)事務所に申請書又は届出書を提出した後、申請者が直接各土木(建築)事務所に営業所調査依頼を行う。

2 営業所調査の方法

(1) 調査事項及び調査方法

営業所の実態について

口頭又は別紙(2)に掲げる書類等により次の事項を確認する。

- ア 建設業を営むに足りる場所があること。
- イ 建設業を営む場所が営業を禁止された場所でないこと。(例えば公営住宅等)
- ウ 建設業を営むために必要な電話、什器備品を備えていること。
- エ 建設業を営む場所について、使用権を有すること。
営業所の使用権に疑義がある場合及び営業所が従たる営業所の場合は、その権利関係を明らかにする書類(別紙(2)の3)を提示させ、確認すること。
- オ 他企業の営業所と混同する事がないこと。

経営業務の管理責任者、専任技術者及び令第3条に規定する使用人について別紙(2)に掲げる書類等により次の事項を確認する。

ア 当該営業所に在籍し、常勤の役員又は職員であること。

イ 令第3条に規定する使用人については、工事請負契約を締結する権限を有すること。

不正又は不誠実な行為について

申請書及び口頭により、次の事項について確認する。

ア 虚偽の記載のないこと。

イ 法第8条で定める欠格条項に該当しないこと。

ウ 建設業に類似する営業(宅建業、建築士事務所等)において、不正又は不誠実な行為を行ったことにより、直前2年間に処分を受けていないこと。

帳簿等の整備状況について

次の書類の提示を求め、整備状況と申請書に記載された工事の請負状況を確認する。

ア 工事台帳

イ 総勘定元帳

ウ 賃金台帳

エ 工事請負契約書、注文請書等

財産的基礎について

総勘定元帳、決算書等の帳簿類を提示させ、財務諸表の内容を確認する。

なお、帳簿類の不備等により財務諸表の内容が確認できない場合は、貸借対照表上の自己資本額が500万円以上であっても、金融機関の預金残高証明書等を添付が必要。

(2) 調査報告書への記載

調査報告書の様式

営業所が1カ所のみの場合は、別紙(3)で作成する。

営業所が複数ある場合は、別紙(4)で作成する。

参考欄の活用

次の事項に該当する場合は、参考欄にその旨記入すること。

ア 更新徒過により許可が失効した業者が、新たに新規許可の申請をした場合は、失効前の許可番号及び許可年月日を記入すること。

イ 組織変更(個人から法人になったとき等)

ウ 許可基準に該当しない場合は、その理由を簡潔に記入すること。

エ 山口県の入札参加資格の有無(組織変更に伴う申請の場合)

オ その他審査において参考となること。

(3) その他

特異な事例については、土木(建築)事務所担当者が許可申請書を監理課へ持参し、調査結果や指導経緯等について説明すること。

営業所調査に必要な書類

- 1 当該営業所に在籍していることを証する書類
対象：経營業務の管理責任者（主たる営業所のみ）
令第３条に規定する使用人（支店長又は営業所長）
専任技術者
 - a) 出勤簿の写し又は給与台帳（給与明細）の写し（直前３ヶ月）
 - b) 住民票（県外大臣許可業者及び複数営業所がある場合）
・ 単身赴任等の事情により、住民票の移動を行っていない場合は、支店長等が証明する在籍証明書又は住居の賃貸借契約書の写し等
 - c) 辞令（社内報）の写し
 - d) 健康保険証（表紙）の写し（当該申請者への在籍が確認できるもの）

- 2 令第３条に規定する使用人の権限を証する書類
 - a) 年間委任状（見積、入札、契約締結等の権限について）
 - b) 委任状ではなく社内規則によっている場合はその写し

- 3 事務所の所有関係の書類
 - a) 自社所有の場合 登記簿謄本又は固定資産台帳登録証明書
 - b) 借用の場合 賃貸借契約書の写し
(自動継続で現在に至っている場合は、貸主の契約継続の写しか領収証を追加)

上記書類に不備等がある場合には、その状況に応じ、他の代替書類で確認する場合があります。

営業所調査報告書(主たる営業所)

土木(建築)事務所

調査年月日	年 月 日 調査員 印			
(1)営業所	商号又は名称			
	主たる営業所の所在地			
	開設年月		年 月	
	所有 関係	土地	自己所有	借用
建物		自己所有	借用	
什器備品類		自己所有	借用	
(2)経營業務管理責任者	特・般	工事業	適格	不適格
	特・般	工事業	適格	不適格
	特・般	工事業	適格	不適格
(3)専任の技術者	特・般	工事業	適格	不適格
	特・般	工事業	適格	不適格
	特・般	工事業	適格	不適格
(4)不正又は不誠実な行為	有		無	
(5)財産的基礎	特・般	適格	不適格	
(6)帳簿等の整備状況	良		不良	
(7)参 考				
(8)判 定	(1)建設業法上の許可要件を具備し、適当と認められる。 (2)その他			

上記のとおり営業諸調査結果を報告します。

年 月 日

山口県知事

様

土木(建築)事務所長

営業所調査報告書(支店等)

調 査 年 月 日		年 月 日		調査員所属・氏名		
申請者の商号又は名称						
既に許可を受けている場合はその許可番号						
主たる営業所の所在地						
営業所の名称及び所在地						
許 可 の 区 分		1 一般建設業		2 特定建設業		
経營業務の管理責任者氏名				生年月日	年 月 日	
在 勤 状 況		1 当営業所所属		2 その他(具体的に)		
技	氏 名			生年月日	年 月 日	
	在 勤 状 況	1 当営業所所属	2 他の営業所と兼務		3 その他(具体的に)	
術	氏 名			生年月日	年 月 日	
	在 勤 状 況	1 当営業所所属	2 他の営業所と兼務		3 その他(具体的に)	
者	氏 名			生年月日		
	在 勤 状 況	1 当営業所所属	2 他の営業所と兼務		3 その他(具体的に)	
令3条に規定する使用人の氏名				生年月日	年 月 日	
在 勤 状 況		1 当営業所所属		2 その他(具体的に)		
営	常時行っている請負契約関係の事務内容	1 見積	2 入札	3 契約締結	4 その他(具体的に)	
	上記の事務を執行する権限の基礎	1 代表権者がいる	2 委任状による委任	3 社内規則等による委任	4 その他(具体的に)	
所	営業所の設備	1 事務所所有	2 事務所賃借	3 その他(具体的に)		
参						

建設業許可の申請等に係る手続きについて

中国管内 5 県に所在する 国土交通大臣許可業者の皆さまへ

営業所調査の廃止について

建設業許可の申請のうち「新規」、「許可換え新規」及び「更新」の申請をされる場合、又は営業所を新設される場合には、本店及び営業所等の所在地を管轄する都道府県に対して『営業所調査』の依頼をしていただき、当該都道府県において建設業法に規定する要件等の確認を行った上で、依頼者（申請建設業者）に対して『営業所調査報告書』をお送りする、いわゆる『営業所調査』を実施しておりましたが、この形態による 調査は平成15年度をもって廃止します。

平成 1 6 年 4 月 1 日以降に申請又は届出（変更届の提出）をされる場合は、営業所調査の依頼を関係各都道府県に対して行う必要はありません。

『確認資料』の提出について

中国 5 県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に本店を有する国土交通大臣許可業者の平成 1 6 年度以降における建設業許可に係る申請及び届出に関する許可要件等の審査及び確認は、これまで『営業所調査』により確認していた内容も含め、中国地方整備局にて行います。審査にあたっては、建設業法で規定する申請書及びその添付書類又は届出書類のほかに、別に指定する『確認資料』に基づいて行います。なお、この『確認資料』については、申請書等とは別に直接中国地方整備局あて郵送下さい。（『確認資料』に関する詳細は、次頁参照。）

審査方法は、対面審査ではなく、中国地方整備局における書面審査として行います。

『確認資料』以外の 申請書及びその添付書類又は届出書類については、従来どおり本店所在地を管轄する県庁（又は当該県出先機関）に提出して下さい。

『確認資料』について

1. 『確認資料』とは

『確認資料』とは、中国地方整備局が中国管内5県に所在する大臣許可業者の審査等をするにあたり、申請書及びその添付書類又は届出書類の記載内容に関する確認などを行うために活用する資料です。

2. 提出が必要となる場合

建設業許可に係る申請及び各種の変更届を提出する際に『確認資料』が必要となります。（省略が可能となる場合もあります。）

3. 提出方法 / 提出先

『確認資料』は、直接「中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係」あてに送付して下さい。（1部で結構です。）

なお、その際は、申請受付窓口（本店所在地を管轄する県庁若しくは当該県出先機関）での受付印が押印されている許可申請書又は変更届出書の控えのコピー（それぞれ表紙のみ）を同封し、封筒表面に「確認資料在中：許可申請書用（又は変更届用）」と朱書きで記載して下さい。

【確認資料の送付先 / 問い合わせ先】

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15
国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課 建設業係 あて
TEL 082-221-9231（内線 6145 / 6146）

4. 「確認資料」の内容

提出していただく資料については、「経營業務の管理責任者」、「専任技術者」及び「令第3条に規定する使用人」に関する申請建設業者との間の雇用関係や許可要件の確認等、並びに営業所等の所在確認などを行うことを目的として、申請、届出等の区分に応じてそれぞれ以下の資料を提出いただきます。

・許可に係る申請を行う場合

(1) 営業所等に関する『確認資料』として、別表()のイ)からハ)までの全ての資料を提出して下さい。

「新規」、「許可換え新規」及び「更新」以外の区分による申請をされる場合（般・特新規など）で、直近の「新規」、「許可換え新規」又は「更新」申請時において、当該営業所等に関するイ)～ハ)の資料を既に提出されている場合については、省略可

(2) 経營業務の管理責任者、専任技術者及び令第3条に規定する使用人(以下「経管者等」という。)の各者について、それぞれ別表()のイ)からニ)までのうち、いずれか一つを提出して下さい。

「新規」、「許可換え新規」及び「更新」以外の区分による申請をされる場合(般・特新規など)で、「経管者等」に変更がない場合については、省略可。(ただし、専任技術者については、当該専任技術者の住所、勤務先営業所に変更があった場合は、『確認資料』の提出が必要になります。)

(3) 経營業務の管理責任者に関する経験年数の『確認資料』として、別表()の資料を提出して下さい。

(4) 専任技術者のうち、要件を実務経験としている者の当該経験に関する『確認資料』として、別表()の資料を提出して下さい。

(5) 令第3条に規定する使用人に関する契約締結権限の有無等に関する『確認資料』として、別表()の資料を提出して下さい。

・ 変更に関する届出を行う場合

建設業法の規定に基づく変更の届出(営業所の所在地変更、専任技術者の追加・変更等)を行う場合で、当該変更が別表()から()のいずれかに掲げる内容の変更を伴う場合は、それぞれ別表()から()に掲げる資料を変更届の内容に関する『確認資料』として提出して下さい。

例) 広島県に本店を有する大臣許可業者が、山口県に営業所を新設する場合

「変更届出書」(様式第22号2).....広島県に提出

「添付書類」(誓約書、専任技術者証明書等).....広島県に提出

『確認資料』(別表()、()及び()に掲げる資料).....中国地方整備局へ郵送

(別表)

【確認資料一覧表】

() 営業所等の確認資料
イ) 営業所等の写真 a. 営業所の外部写真(全景が分かるもの)及び内部写真(数室にわたる場合は中枢部) b. 建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識が掲げられている部分 c. 営業所がビル内に所在する場合、建物の入口又はエレベータホール等の営業所の案内板並びに申請者の名称、営業所の名称を明記した営業所の入口部分 d. 撮影日時が入っているもの ロ) 営業所所在地の案内図 (最寄りの交通機関、公共・公益施設等の位置を明示すること) ハ) 建物の所有状況が確認できるもの 自社所有の場合 ... 次のうちいずれか一つ ・当該建物の登記簿謄本【写】 ・当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価額証明書【写】 賃借の場合 ・借り主を当該申請(又は届出)建設業者とする当該建物の賃貸借契約書【写】 賃貸借期間について自動継続等の措置が講じられており、『確認資料』提出時において契約期間が満了している場合は、直近3ヶ月分の賃借料の支払い領収書等【写】

() 経管者等の確認資料
イ) 健康保険被保険者証【写】 ロ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書【写】 ハ) 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書【写】 ニ) 雇用保険証又は同資格取得届【写】 1) 社会保険・雇用保険に加入されていない場合は、次のいずれか一つ 申請時直前の確定申告書(「表紙」及び「役員報酬明細」)【写】 住民税特別徴収税額通知書【写】 2) 出向者の場合は、出向先における勤務状況が確認できる書面【写】 例：出向協定書【写】、出向元発行の出向辞令【写】 等

() 経營業務の管理責任者に関する確認資料
商業登記簿謄本【写】 1) 経験期間中、役員であったことが確認できるもの 2) 令第3条に規定する使用人としての期間も含めて申請しようとする場合は、「令第3条に規定する使用人として従事した期間が確認できる資料」及び「所属営業所で取得していた許可業種が確認できる資料」も併せて提出して下さい。 3) 建設業法第7条第1号ロのうち、いわゆる「準ずる地位」(「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(昭和47年3月8日付建設省告示第351号)の二に該当する者)を要件として申請される場合は、個別対応とさせていただきますので、申請書を提出される前に、中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係までご連絡下さい。

() 専任技術者に関する確認資料(実務経験者のみ)

- ・実務経験証明書に記載のある工事のうち、5件(申請者による任意抽出)の工事に係る請負契約書、又は注文書及び請書等の写し
 - ・指導監督の実務経験について申請する場合、指導監督の実務経験証明書の内容欄に記載されている工事についての請負契約書又は注文書・請書等の写し
- 建設業法第7条第2号イの要件者として申請する場合で、当該者の最終学歴における卒業学科が建設業法施行規則第1条に定める指定学科以外の場合で、卒業学科が当該指定学科に相当する学科であるとして申請される場合は、指定学科に相当するか否かを含め、個別対応とさせていただきますので、申請書を提出される前に、中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係までご連絡下さい。

() 令第3条に規定する使用人に関する確認資料

- ・委任状等
- ～本人に代表権がない場合、見積・入札及び契約締結に関する権限が当人に対して与えられていることが確認できる資料